

可児市人権施策推進指針（第3期）の策定について

1. 概要

（1）目的

「可児市人権施策推進指針（第2期）」が計画期間（平成28～31年度）の終期を迎えるため、内容の見直しを行い、可児市人権施策推進指針（第3期）を策定するもの。

（2）根拠法令

- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

（3）期間

令和2（2020）年度～令和5（2023）年度 までの4年間

（4）推進指針の主な内容

第1章・2章・4章の「基本理念」や「指針の方向」、「計画的な推進」などの総論・共通部分は、基本的には継続とするものの、第3章である「分野別施策」については、これまでの計画の進捗状況や新たな課題を整理した。

◇第3章：分野別施策

1 男女共同参画（旧：女性）

性別に関わらず推進していく。ワーク・ライフ・バランスを進め多様な働き方が選択できることが、自己実現や人権を守ることに繋がることを追記した。

2 子ども

いじめ防止、児童虐待防止を引き続き行っていく。継続にあたっては学校との連携が不可欠。保育園・幼稚園で「いのちのふれ愛教育」を進めていく。

3 高齢者

高齢者の権利擁護について追記した。また孤立防止について言及した。

4 障がい者

見直しをした「第5期可児市障がい者計画」を推進することを確認。

5 同和問題

引き続き、人権啓発センターとともに啓発活動を推進していく。

6 外国籍市民（旧：外国人）

これまで「取り組み項目」がなかったため、新たに設定した。

7 性的指向・性自認 (新)

数は少なくとも、人権として否定すべきではないとの考えから、新たな分野として追加した。

8 インターネット (新)

普及により利便性が向上したが、情報発信の匿名性からプライバシーの侵害や犯罪の被害、子ども同士のいじめの発生等と隣り合わせであるため、新たな分野として追加した。

2. 策定スケジュール

平成30年	8月	市民意識調査（対象1,000人、回答率41.5%）
令和元年	8月23日	第1回 市人権施策推進指針 策定委員会
	10月1日	第2回 市人権施策推進指針 策定委員会
	10月11日	可児市人権啓発センターとの協議
	11月15日	庁議報告
	12月11日	議会（建設市民委員会）で概要説明
2年	1月10～30日	パブリックコメント実施
		→ 意見1人（1件）→ 追記あり（2/20 庁議報告）
	4月～	施行

3. その他参考事項

平成2年度 法務省より「人権モデル地区」指定

平成3年度 人権擁護都市宣言、可児市人権啓発センター設立

可児市人権施策推進指針（第1期：H22～27）

〃 （第2期：H28～31）

〃 進捗状況の確認（毎年）

【総務省の啓発活動強調事項17項目】

①女性 ②子ども ③高齢者 ④障がい者 ⑤同和問題

⑥アイヌの人々 ⑦外国人 ⑧HIV感染者 ⑨刑を終えて出所した人

⑩犯罪被害者 ⑪インターネット ⑫北朝鮮拉致被害者

⑬ホームレス ⑭性的指向 ⑮性自認 ⑯人身取引

⑰東日本大震災の被災者

※下線は改定後の指針で対応している分野別施策